

競争参加者の資格に関する公示

防衛医科大学校病院整備事業に係る共同企業体としての競争参加者の資格（以下「共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和8年5月22日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長

池田眞人

1. 事業名 防衛医科大学校病院整備事業
2. 事業場所 埼玉県所沢市並木3丁目2番地
3. 事業内容 本事業は、以下に掲げる業務を行うものである。
 - (1) 調査・対策業務
 - ・地質調査業務
 - ・敷地測量・高低測量業務
 - ・電波障害調査・対策業務
 - ・土地利用履歴調査等業務
 - ・ダイオキシン・アスベスト調査
 - ・周辺影響調査・対策業務
 - ・PCB含有調査業務
 - (2) 設計業務
 - ・新病院棟及び周辺外構の設計（周辺外構とは、車路、歩道、庇、排水施設、植栽・緑地、サイン、消防活動施設等の施設のことである。）
 - ・付帯施設（構内通路、身障者用駐車場、仮設駐車場（仮設通路含む）、仮設哨所、仮設門扉、仮設フェンス、仮設駐輪場、仮設バイク置き場及びユーティリティ）の設計
 - ・既存施設（研修医官棟、給水ポンプ室、駐輪場上屋）の解体・設計
 - (3) 着工前業務
 - ・各種申請業務（着工前に必要なもの）
 - ・工事計画の策定（着工前に必要なもの）
 - ・建設工事関係書類の作成・提出等（着工前に必要なもの）
 - (4) 工事監理業務
 - (5) 建設業務（既存施設の解体を含む）
 - (6) 完了後業務
4. 事業期間 契約締結日の翌日から令和16年3月末日まで
5. 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付
 - (1) 交付期間
令和8年5月22日から同年12月24日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、9時から18時まで。
ただし、最終日は17時まで。
 - (2) 交付場所
防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。
〒330-9721埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
北関東防衛局総務部契約課
TEL 048-600-1800（内線2442、2443又は2406）2
FAX 048-600-1842
 - (3) その他共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
6. 申請書の提出

(1) 提出期間

令和8年5月22日から同年7月22日までの行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。最終日は正午まで。

(2) 提出場所

上記5(2)に同じ。

(3) 提出方法

申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。なお、①および③は特定建設工事共同企業体を組成する場合のみ提出すること。

①総合評定値通知書(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。)又は経営規模等評価結果通知書で令和7・8年度資格審査申請の際に提出したものの写し

②共同企業体協定書の写し

③下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類(申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。

(4) その他

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7. 共同企業体としての資格

(1) 共同企業体の構成

共同企業体の構成は、次の条件を満たす者の組合せとする。

なお、①～④に関しては、該当する構成員がいる場合のみ満たしていればよい。

①設計に当たる者は、防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」において「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、分担する業務に応じて、防衛省競争参加資格の「建築」、「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」において、少なくとも1者は「A」の格付を受けていること(北関東防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。))。ただし、特別目的会社を設立したうえで、共同企業体に業務を委託する場合は、共同企業体を組成する者が受けている格付が要件を満たすことができれば、共同企業体として格付は必要ない。

②工事監理に当たる者は、防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」において「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、分担する業務に応じて、防衛省競争参加資格の「建築」、「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」において、少なくとも1者は「A」の格付を受けていること(北関東防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。))。ただし、特別目的会社を設立したうえで、共同企業体に業務を委託する場合は、共同企業体を組成する者が受けている格付が要件を満たすことができれば、共同企業体として格付は必要ない。

③建設に当たる者は、防衛省における令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。))。

④建設に当たる者は、防衛省における令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛

省競争参加資格」という。)のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること)。

- ⑤建設に当たる者は、防衛省競争参加資格のうち、「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「電気通信工事」において級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望しており、かつ、それぞれの工事種別について、経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値の点数)が、以下に示した点数以上ある者であること。

工事種別	経営事項評価数値
建築一式工事	【代表企業の場合】1200点 【構成員の場合】1100点
土木一式工事	990点
電気工事	870点
管工事	870点
電気通信工事	870点

なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、それぞれの者が、防衛省競争参加資格の分担する業務(「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「電気通信工事」)に係る経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値の点数)の点数が、上述の点数以上であること。

- ⑥申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑦上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

なお、①～③に関しては、該当する構成員がいる場合のみ満たしていればよい。

①設計に当たる者

(ア) 平成28年4月1日以降、入札公告日までに、元請として以下に示す業務の設計実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)。なお、設計業務を行う者が複数いる場合は、少なくとも1者は以下の要件を満たすこと(詳細については、入札説明書等による。)

・国内における一般病床400床以上の免震構造の病院施設の設計業務

(イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

②工事監理に当たる者

(ア) 平成28年4月1日以降、入札公告日までに、元請として以下に示す業務の工事監理実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)。なお、設計業務を行う者が複数いる場合は、少なくとも1者は以下の要件を満たすこと(詳細については、入札説明書等による。)

・国内における一般病床400床以上の免震構造の病院施設の工事監理業務

(イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

③建設に当たる者

(ア) 平成23年4月1日以降、入札公告日までに、元請として以下の業務を完成・引き渡しを完了した建設実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以

上の場合の者に限る)。なお、建設業務を行う者が複数いる場合は、少なくとも1者は以下の要件を満たすこと(詳細については、入札説明書等による。)

・国内における一般病床400床以上の免震構造の病院施設の建設工事

(イ) 提案内容に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。

(3) 業務形態

① 構成員の分担業務は、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

(4) 代表者の要件

① 各業務を行う上で必要な技術者を配置すること(詳細については、入札説明書等による。)

(5) 構成員の要件

① 各業務を行う上で必要な技術者を配置すること(詳細については、入札説明書等による。)

8. 上記7(1)①、②又は③に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)①、②又は③に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)①、②又は③及び④に示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該事業の開札の時までに共同企業体としての資格の審査終了していないとき又は上記7(1)①、②又は③に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該事業の開札までに上記7(1)①、②又は③及び④に示す構成員の要件を得ていないときは、共同企業体としての資格がないものとする。

9. 資格審査結果の通知 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10. 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から事業契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該事業の受注者以外の者であっては、当該事業の事業契約が締結された日までとする。

11. その他

(1) 共同企業体の名称は、「防衛医科大学校病院整備事業〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇共同企業体」とする。

(2) 当該事業に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該事業の「入札公告」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。